

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○竹本委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど藤原議員も、同じ岩手の出身ということで、岩手二区の選挙区、ちよつと広過ぎやしないかという問題意識で質問されました。

私も、冒頭でまず、岩手県の新たな区割りがあるように決まった理由をお尋ねしたいと思っております。お手元の資料一枚目をごらんになっていただきたいと思います。広いと言われる岩手二区、本州で一番広いんですが、面積でいうと、都道府県でいいますと、青森県とほぼ同じです。

一口で青森県と同じと言いますが、青森県自体、四十七都道府県のうち八番目の広さです。すなわち、ほとんどの府県、これは青森よりも狭く、そして岩手二区よりも狭い、こういうことに

なるわけです。つまり、岩手二区の候補者は、参議院選挙の候補者と同じくかなりの活動範囲で選挙運動をしなければいけないということであり、余りに広過ぎるんだけれども、なぜそうなったのかということについて、藤原さんもさつき質問していました。その答弁、ちよつと私は納得しかねるものでありました。二つぐらい理由があったと思います。

一つは、復興を進める上で沿岸は全部一体とした方がいいということでしたけれども、新聞等でも取り上げられていましたけれども、地元の陸前高田の戸羽市長さんなどは、かえって、議員が少なくなることによって復興がおくれるのではないかと、このことを危惧していました。

また、もう一つの理由として、沿岸は一体とし、内陸は新幹線につながっているから一体としていいんだという話をしていましたけれども、沿岸が一体となる理由、内陸が一体となる理由については説明がありましたけれども、なぜ内陸部と沿岸部、全部ひっくるめて一体となるのか、このことについて合理的な説明はなかったと思います。

ちなみにですけれども、今回、岩手二区に編入されることになりました旧岩手三区の代議士で、私の仲間である黄川田先生という方がいらっしゃいます。黄川田先生の事務所は陸前高田市、岩手県の沿岸の一番南にあるわけです。仮に、二戸市に住む有権者の方々、二戸市というのは内陸の一番北です、ここは新幹線の駅もあるところですが、ここから陸前高田市まで行こうとすると、車や公共交通機関を使っても、優に三時間は超えるとい

うことであります。二戸市から新幹線で東京まで行くよりも時間がかかる。ですから、二戸市の人には、お金があるなら新幹線を使って議員会館に来た方が黄川田先生に早く会える、こういう状況になるわけです。

こういったことも踏まえると、やはり今回の区割りというのは余りにちよつと広過ぎるのではないかと、有権者にとっても候補者にとっても酷なのではないかと思っております。まず、区割りがこのようになった理由について、先ほどの説明は納得できないので、もうちよつと合理的で説得的な説明を参考人からお願いいたします。

○大泉政府参考人 衆議院選挙区画定審議会におきましては、区割りの改定案を作成するに当たりまして、昨年十二月に区割りの改定案の作成方針というものを決定、公表しまして、その作成方針の3の(2)というところでございますが、定数減少県の改定案の作成の作業手順というものをお定めまして、これでは、「当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。」と決めております。

これを岩手県に当てはめた場合、人口最少である三区が手がかりとなりまして、これを分割して隣接の選挙区につけるのか、あるいは、三区と隣接の選挙区を合わせる形でさらに全体を異動していくのかというような検討になってまいります。これは原則でございます。ただ、そういう検討の中で、人口最少の三区につきましては、分割して隣接の選挙区につけていくのが適当であるという

ふうに画定審では決めたということでございます。その過程においては、例えば、県の広域振興圏などの単位としてはどうか、あるいは、一部の市町村を現行の一区に編入することによって、そうしますと二区の広さも変わるんでしようけれども、そういうような議論も行われました。

ただ、一緒に一区につける団体、東側ですと飛び地になるのでほとんどつけられないというようなことなどから、盛岡市周辺の幾つかの団体について、これを一区にできないかというような検討を行いましたけれども、これは人口のバランスなどから申しましてなかなか難しい。それよりは、現行の一区につきましては、盛岡市の合併による分割を解消することとしまして、あとは、地勢、交通その他の状況によりまして総合的に考慮した結果、今回のように広い二区というふうになっているところでございます。

この点については、繰り返しになりますが、定数が一減となることを踏まえまして、当該地域が東日本大震災の被災地であることや、経済圏等を考慮すれば沿岸部が一体にまとまった方が合理的であるというふうに考えられたこと、また、内陸部では、まとまりとしては新幹線等でつながっているというふうなことで、地域的にもこれがいいのではないかとというふうに議論され、決定されたものと承知しております。

○階委員 先ほどの答弁の繰り返しで、全く得られるものはないんですけれども。

ちよっと選挙区の形状を見ていただきたいんですが、よく、党派的に有利になるような選挙区の

区割りをすることをゲリマンダーと呼びますよね。このゲリマンダーの由来となった選挙区割り、二ページ目にあります。この怪獣みたいな動物、サラマンダーというんだそうですけども、サラマンダーに似ているということで、区割りを考えた人がゲリーさんという方だったということで、両方合わせてゲリマンダーと呼ぶようになったというのですが、やや、顔の向きとか、あるいは首の太さ等は違うんですけども、今回の区割りの形状、岩手二区の形状がこのゲリマンダーに似たような形になる。

別に党派性にどうこうと言うつもりはないんですけども、かなりいびつな形状で、先ほど言ったように、選挙区の端から端に行くのには大変な時間もかかります。また、交通も不便な地域であります。こうした異常な形状になっていることについて、総務大臣、政治家としてどう思われますか。

○高市国務大臣 今、ゲリマンダーの話をされましたけれども、今回、選挙区画定審議会によって、投票価値の平等の要請を達成するということを踏まえて、広大な選挙区を設けることもやむを得ないと判断されたと考えております。

過去、物すごく昔の議事録でございますが、自民党が野党だったところですか、石井自治大臣のところと同じ党に所属する議員の方が、ちよつどそのころも選挙区が、区割りが変わるといふようなことで、相談に行かれたんじゃないかというようなことを自民党の野中広務先生が追及されていたような議事録を見た記憶がございましたので、私

自身も、例えば国会議員の方々からそういう相談の申し込みがあったような場合には絶対に受けない、会わないし話も聞かないということを徹底してまいりました。

一切、政治家の恣意的なものが入り込む余地のない中で選挙区画定審議会の方々が、会長の談話にもありますように、難しい要請の中で最善のものと思われるものを提案したということでございますので、内閣としてはこれを尊重せざるを得ないものだと考えております。

○階委員 大臣が党派性は考えずにやったという点は了としますけれども、ただ、その形が余りにも異常な形で、面積的にも広過ぎる。これでは、なかなか有権者にとっては候補者とのアクセスもままならないということになると思います。

ちなみにですけども、資料の三ページ目、四ページ目、新たな小選挙区、二百八十九あるわけですけども、これを面積順に上から並べたものであります。

先ほど来お話ししておりますとおり、岩手二区は本州では最大の面積を有する小選挙区、これは従来からそうだったわけでございますが、九千六百五十二・六九平方キロメートル。これと同じ面積に達するために、面積の小さい方から幾つ並べると、合計するとこれと同じ面積になるんだろうかということ、計算してみました。何と、百八十六番、宮城二区、ここから下、全部足すとようやく岩手二区と同じぐらいの面積になる。百四小選挙区あります。この全体の面積と岩手二区がほぼイコールなわけです。

選挙区の面積が広いという場合の立候補者の御苦勞ですとか、また、有権者の方がなかなか候補者に会えないといった点については、理解はできませんけれども、今回は、一票の格差を是正するということが、つまり、投票の価値の平等の要請を達成するために広大な選挙区を設けることもやむを得ないという判断を画定審議会においてされたものでございますので、これは、政府の立場としましては、やむを得ないと判断される場合もあると申し上げます。誠にありがとうございます。

○階委員 確かに現行法上は、五ページ目にありますけれども、これは昨年改正された法律の抜粋ですけれども、選挙区画定審議会設置法の抜粋です。

第三条を見ていただきますと、後段の方に、「除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」ということなんです。二以上とならないということが明確に定められている。だから、ここで投票価値の平等というのが厳格に追求されるようなたてつけになっておまして、改正前は、下の方にありますけれども、「二以上とならないようにすることを基本とし、」ということで、多少のゆとりというかアローアンスがあったわけなんです。

私は、今の法律のたてつけで本当に地方は成り立つのだろうかという問題意識を持っております。と申しますのも、総務省も、設置法で、三条です。主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、

「というふうに掲げられております。ところが、今の状況をいいますと、残念ながら自然減、社会減で地方の人口減少がどんどん進んで、都市部との格差が広がっています。都市部と地方部で一票の格差が拡大していく状況に歯どめがかからない、今後ますます加速していくような状況であります。

今の法律のたてつけでは、地方の議席は、一票の格差は正のためにどんどん減らざるを得ない。議席が減るとともに、一選挙区当たりの面積はどんどん拡大していかざるを得ない。

こういったことになりまして、先ほど来申し上げているとおり、地方に住む有権者が議員にあらは候補者にアクセスすることは困難となつて、その声が伝えにくくなります。声が仮に届いたとしても、議席配分が地方では少なくなつてしまうために、多数決原理の国会審議のもとではなかなか国政にその声が反映されにくい。こういうダブルでの地方の声が反映されにくい状況がどんどん強まってくると思います。

結果的に、よく、シルバー民主主義という言葉があります。人口が多くて投票率が高い高齢者の意見が国政に反映されやすく若く人の意見が反映されにくいのをシルバー民主主義というふうに言いますけれども、シルバー民主主義と同時に、これからの国政は、都市部の声が地方の声を凌駕するシティー民主主義、こういう状況も危惧せざるを得なくなるのではないか、こういう問題意識を持っています。

総務省の任務、先ほど申し上げました、「民

主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、」こういったことも改めて踏まえていただいて、現在の法律の規定を金科玉条、未来永劫のことおりとするのはなくて、小選挙区的面積の格差が過度に広がらないような規定ぶりの見直しについても、総務大臣としてこれから検討していくべきではないかと思いますが、大臣の見解をお願いします。

○高市国務大臣 そもそも、今般の見直し案の提示に至りましたのは、累次の最高裁判決ですとか、衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえて、昨年、議員立法で成立した衆議院選挙制度改革関連法によつて、選挙区間の格差を厳格に二倍未満とするよう改正がされたということでございます。

投票価値の平等の観点を考えますと、一票の格差に優先して面積の要素というものを考慮に入れるということ、これまでの最高裁の判決などに照らすとなかなか困難ではないかと考えております。

総務省の責務といたしましては、ローカル一プロジェクトですとか、ふるさとテレワークですとか、それからまた地域おこし協力隊ですとか、少しでも都市部から地方への人の流れをつくっていく、その取り組みを先生方の御指導も得ながらしっかりと進めていくということでございます。

憲法上、国民の皆様には自分が住む場所を決める権利がございますので、無理やり移動していただくことはできませんけれども、地域の魅力を高めるためにしっかりと取り組みをしてまいりたいと存じます。

○階委員 最高裁の判決を引き合いに出されましたが、最近の、平成二十七年十一月二十五日の大法廷判決、あるいは二十五年十一月二十日の最高裁の大法廷判決の中では、こういうくだりがあるんですね。「具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的狀況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている」という中身が書かれております。

つまり、投票価値の平等というのは絶対的な基準じゃない、面積なども考慮して決めなさいというのが最高裁の考え方でありまして、最高裁の判決が出ているから投票価値の平等は絶対なんだというのとは私は間違っていると思います。もしコメントがあればお伺いします。

○高市国務大臣 参考意見に記されているところだと思います。

ただ、この最高裁判決は一票の格差訴訟に係るものでございまして、違憲状態だという判示がされておりますので、その状態を一刻も早く解消するためにとりかかるのがスタートになって、昨年の議員立法があり、そして区割り画定審議会の御審議があり、そして本案の提出、御審議をいただくということになったわけでございます。

○竹本委員長 質疑時間が終わっていますので。

○階委員 参考意見ではないと思えますよ。撤回した方がいいと思えますが。

○高市国務大臣 失礼しました。多数意見でございました。

○階委員 多数意見ですので、ぜひ面積ということも考えて今後の区割りというものを議論していただきたいと思えます。

以上です。

○竹本委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩